

令和5年度

黒字…昨年度から修正していない箇所。

赤字…昨年度から加除訂正した箇所。

青字…大阪市いじめ対策基本方針を引用した箇所。

学校いじめ防止基本方針

(令和5年5月修正)

※この「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」と記す）は、「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」（平成27年8月策定→令和3年4月改正）（以下、「大阪市方針」と記す）をもとに作成している。

【目 次】

- 1 いじめ対策の基本的な考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) 学校基本方針のポイント（大阪市方針のいじめ対策の基本理念より）
- 2 いじめ対策の具体的な内容
 - (1) いじめの未然防止の方策
 - (2) いじめの早期発見の方策
 - (3) いじめ事案の調査及び早期対応
 - (4) いじめによる重大事態への対処
 - (5) いじめ対策への組織的取り組み

大阪市立矢田東小学校
特別活動部（生活指導）

1 いじめ対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめの定義は時代とともに変化しているが、平成25年9月に出された「いじめ防止対策推進法」(以下、「推進法」と記す)では、以下のように定義されている。

推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く))

この定義を前提として、大阪市方針の中では、以下【留意点】を付け加えている。そこで、本校の学校基本方針においても同【留意文】を掲載し、全教職員で共通理解のうえ、組織的に対応できるように共通理解を図って運用するものとする。

大阪市方針【留意点】(※原文で「児童生徒」となっている箇所は「児童」のみの表記とする)

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることをふまえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、当該児童や関係児童の様子を知る複数の教職員からの情報を総合し、校長が責任を持って行わなければならない。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童との何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどをも含む。対等のけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導など適切な対応が必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為に該当する可能性があり、早期に警察に相談又は通報することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) 学校基本方針のポイント（大阪市方針のいじめ対策の基本理念より）

前記1-(1)の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、学校経営基本構想に掲げる学校教育目標（【豊かな心を持ち、主体的に生き抜く子どもを育てる】）とめざすこども像（【なかよく助け合う子】【すすんで取り組む子】【つよい体にきたえる子】）の育成のために、「矢田東小版 学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校教育活動に取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して予防に努め、早期発見と早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 教職員やそのほかのスタッフに対して、いじめの基本構造（ex. “いじめの四層構造”における「被害者・加害者・観衆・傍観者」（森田洋司 1985））やいじめ防止に関する研修を実施し、その資質向上を図る。また、学級でいじめの問題について日常的に触れるようにし、「いじめ行為は人間として絶対に許されない」との共通理解を図る。
- ② スクリーニング会議Iやスクリーニングシート作成をふまえた学級担任によるいじめにつながる行為への児童の指導・対応等を通じて、日常的に児童の行動の様子や出欠状況等の状況共有を図る。そのうえで、どのような改善策を講じるかを検証し、組織的な取り組みを継続して行う。
- ③ なかよし班による集会活動や全校行事、隣接学年で協力して活動に取り組む機会をもつ等、~~新型コロナウイルス感染対策を講じながら~~異学年の児童の交流を活発に行うことで、心の通じたコミュニケーション能力を養い、良好な人間関係をはぐくむ集団育成を図る。
- ④ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、正確な実態把握に努め、被害児童・保護者の尊厳を守るとともに、加害児童・保護者に対しては、教育的な配慮のもと毅然とした態度で指導する。
- ⑤ 大阪市教育委員会が例示する「5つのレベルに応じたいじめへの対応」（平成25年3月）を考慮にして作成した、矢田東小版「学校安心ルール」（児童の問題行動を重篤度に応じて5段階にレベル分けした指導基準及び指導形態表盛り込んでおり、毎年年度初めに教職員全体で校内研修に位置付けて共有している）に基づいて、組織的に対応する。

2 いじめ対策の具体的な内容

(1) いじめの未然防止のための方策

【基本姿勢】

いじめは、「どの児童にも起こり得る」、「どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。具体的には、「①授業の改善（校内研修を含む）」、「②自己有用感の向上」、「③いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくり」の3つに努める。

①授業の改善（校内研修を含む）

◆学習規律の確立や配慮を要する児童への対応

特別活動部（生活指導）で作成している『まなびの10のきほん』（主な4つの柱…「チャイムが鳴つ

たら、学習を始めます。」「まじめに取り組みます。」「自分の考えを発表します。」「次の学習に向けて良い準備をします。）を各学級で指導し、学習規律を確立していくことで、児童が安心して学習に臨めるようにする。また、配慮を要する児童については、校内で共通理解する機会を設け、全教職員で支援できる態勢を構築しておき、細かな変化も見逃さないようにする。

◆教員が個人もしくはグループで行う“学校の課題”改善に向けた取り組みの交流

校内研究活動において、授業研究や取組研究をすることで、教員がお互いの授業力や課題改善をする力を磨き合い、児童の学習意欲の向上ひいては学校全体の課題改善につなげていく。また、日々の学習活動においては、習熟度別少人数学習や多様なスタッフを活用したチームティーチングあるいは抽出学習を展開することで、児童一人一人に適した個別最適な学び及び協働的な学びが実現させられるように、教職員ならびに多様なスタッフが一丸となって児童の学習理解度に応じたきめ細やかな指導を行っていく。

②自己有用感の向上

◆一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取り組み

たてわり班活動を通して、高学年にはリーダーとしての自覚を持たせ、中・低学年にはみんなで活動する楽しさや協力することの大切さを味わわせる。また、主体的・対話的で、学びが深まるような学習形態を通して、児童一人一人がやり遂げた充実感を味わうことができるようにするとともに、自分の役割を自覚し、責任をもって関わろうとする態度を養うように働きかける。

◆友達や教職員・多様なスタッフと関わり、人とのつながりを感じることができる集団づくり

集団づくりにおいては、自分の思いを表現するとともに、友達のよさに気づき、協力することの大切さが理解できるようにする。係や当番、委員会活動やクラブ活動等を通して、人の役に立つ喜びや学校・学級をよりよくしていこうとすることへの意欲を高める。また、体験的な学習活動を取り入れ、成就感や達成感を味わわせる場面をたくさん設けるとともに、命の大切さや他人を思いやる心を生活体験の中から学び取らせる。

◆児童を認める・褒める指導を充実させるための取り組み

休み時間や放課後等の時間を利用した児童との関わりや、クラスでのノート指導等の場面を活用し、児童同士の関わりが深まるようにする。また、教職員は、児童の日頃の頑張りや活躍した場面を見つけ・認め・褒め・共に喜ぶことを意識する。

③いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくり

◆道徳教育や特別活動の充実を図る取り組み

教職員は自身の言動が児童に大きく影響を与えることを十分に認識するとともに、一人一人の児童がかけがえのない存在であると捉えて日々指導にあたるようにする。その上で、道徳科の授業計画を作成し、日常の学級指導等と道徳科の授業展開と併せて、互いに助け合い励まし合おうとする態度を育て、いじめを許さない雰囲気づくりへと結びつける。また、特別活動を通して、望ましい人間関係を形成し、学校・学級の一員としてよりよい集団づくりに参画させることで、さまざまな問題を解決しようとする自主的な態度や健全な生活態度を育てる。

◆命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取り組み

総合的な学習の時間や生活科の学習で、誕生から今日までの自分自身を振り返り、自他の命の大切さや尊さを再認識するとともに、学校生活の中で、児童が互いに力を合わせることの素晴らしさや相手を思いやることの大切さ等を実感できるようにする。

◆ 「観衆や傍観者もいじめに加担している」ことを認識させる等の指導

教職員は、「いじめは大きな人権問題である」ことを十分認識して指導にあたる。その上で、被害児童のケアと加害児童への指導は当然のことながら、その場にいたにも関わらず、はやし立てる行為（観衆）や何もせずに見ていること（傍観者）も、いじめを容認し、いじめに加担していることにつながるということを認識させ、学年や学級でいじめを許さない指導を行う。

◆情報モラルに関する取り組み

各種情報端末（スマートフォンやタブレットPC等）の普及に伴うインターネット上でやり取りに関して、本校の児童の間でも話題となっている現状を認識し、専門的知識のある講師を招いての研修会を行う等、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、各種情報端末（スマートフォンやタブレットPC等）の使い方を学ぶとともに、使い方によっては当該児童の心に深い傷を負わせ、場合によっては犯罪行為になることも併せて指導し、保護者への啓発と協力を求めていく。

（2）いじめの早期発見の方策

【基本姿勢】

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。具体的には、「①児童観察の充実と情報の共有化」、「②変化の記録（5W1H）」、「③アンケート調査の活用と教育相談の実施」、「④外部機関との連携」、「⑤いじめ相談窓口の周知」の5つに努める。

①児童観察の充実と情報の共有化

授業中・休み時間・掃除の時間等において、児童の行動や日頃の交友関係をしっかりと把握し、児童の小さな変化に気づくようにする。また、日記の活用・養護教諭からの聞き取り・アンケート調査の計画的な実施を通して、いじめの早期発見に努める。そして、スクリーニング会議Ⅰやスクリーニングシート作成（「いいとこみつけ」含む）をふまえた学級担任によるいじめにつながる行為への児童の指導・対応等を通じて、日常的に児童の行動の様子や出欠状況等の状況共有を図る。

②変化の記録（5W1H）

気づいた情報を5W1Hに沿って正確に明文化し、情報を学年または学校として共有し、複数の教職員で関わることで早期発見に努める。そのための具体的なツールとしては、一人一台端末のスクールライフノートの機能（「心の天気」や「相談機能」）が活用できる。

③アンケート調査の活用と教育相談の実施

毎月末に、担任によるいじめ認知件数の集約を学校として行い、迅速に対応することに努める。さらに、学期に1回程度の頻度で児童にいじめアンケートを実施し、その結果を受けて、個別面談を行うことで重篤事案となる前の早期認知に努める。また、保護者からの教育相談にいつでも応じる体制を整える。教育相談を充実させるためには、学級担任だけで情報をもつではなく、管理職・生活指導担当者・人権教育担当者・養護教諭のほか、配置されているスクールカウンセラー（以下、「SC」と示す）や生活指導支援員、巡回指導員との積極的な連携を図る。

④外部機関との連携

区役所子育て支援課や子ども相談センター等の関係機関と連携しながら当該児童・保護者の支援をしていくとともに、必要に応じて、保護者に対して関係機関の活用方法を周知することも視野に入れて対応していく。

⑤いじめ相談窓口の周知

SCとの教育相談のほか、「いじめSOS」や「24時間子供SOSダイヤル」への相談窓口等があることを児童や保護者に紹介し、児童・保護者が一人で問題を抱えて悩んだりしないように知らせていく。

(3) いじめ事案の調査及び早期対応

【基本姿勢】

日頃の児童の様子の見取りあるいは調査の結果によって、いじめ事案の発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応すること。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。具体的には、「①全教職員が団結して問題解決に取り組むための指導体制」、「②いじめ事案を管理職等（教育委員会）への報告する体制づくり」、「③被害児童の保護・支援と加害児童への指導・支援」、「④警察等の関係機関との連携について」、「⑤被害児童の安心できる学習環境の確保」、「⑥加害児童等の転校の意思確認」、「⑦第三者専門家チームの活用」の7つに努める。

①全教職員が団結して問題解決に取り組むための指導体制

全教職員が協力して、「未然防止（予防的な指導）」「早期発見」「いじめに対する対応」の視点から連携を図り、問題解決に取り組む。「矢田東小版 学校安心ルール」内の指導基準表には、問題行動のレベル3とレベル4に跨るようにして「いじめにつながる行為」という文言を設けており、“どんな事象もいじめにつながる恐れがある”と考えて、学校だけで対応できる最大の措置を講じるようにしている。ただし、学校だけで抱えてしまうというのではなく、関係機関への相談や連携も視野に入れて適切に対応することが重要である。発生した事案が重篤化・重層化することのないように、管理職・特別活動部長（生活指導担当）・人権教育部長（同和教育主担）を中心とした校内委員会で事実関係の把握に努め、被害-加害の関係に該当する全ての児童に適切な指導・支援を行う。指導形態表には、小学校現場における指導の実情を考慮し、問題行動のレベル2から管理職も関わるよう明示している。

②いじめ事案を管理職等（教育委員会）へ報告する体制づくり

いじめ調査は聴き取りやアンケート等の方法により行い、調査結果は学校保管としておく。日常的な生活指導事案の中にいじめの疑いが生じる事案があることを教職員は常に念頭において指導にあたる。なお、指導の根拠は、「矢田東小版 学校安心ルール」によって事前に明示したルールであり、これを公正に適用し、段階的な対応措置を取ることとする。特に重篤ないじめ事案については、学校教育法第35条に基づき、加害児童・保護者に対し、出席停止の措置がとれるよう、管理職が教育委員会に要請する。事案によっては、生活指導サポートセンター内の「個別指導教室」において、該当児童の個別指導を要請する場合がある。

③被害児童の保護・支援と加害児童への指導・支援

特定の教職員で抱え込まず（スクールライフノート内の「相談機能」によって知り得た情報を含む）、速やかに組織的に対応し、時系列に沿った正確な実態把握に努める。その際、被害児童を守るとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、被害-加害関係にある児童・保護者からの要望・意見等の聴き取りによって、学校が必要と判断した情報の開示は、校長を含め指導にあたる複数の教職員の適切な判断のもと、積極的に開示するものとする。

④警察等の関係機関との連携について

オンライン上のいじめ等、学校単独で対応することが困難であると判断した場合は、警察等の外部の専門機関に積極的に「相談」できるような関係を構築する。特に、いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為（触法行為※を含む）に該当する可能性のあるものは、早期に警察へ相談または通報する。

※いじめが該当する可能性のある犯罪行為の例：

暴行（刑法第208条）、傷害（刑法第204条）、強要（刑法第223条）、強制わいせつ（刑法第176条）、恐喝（刑法第249条）、窃盗（刑法第235条）、器物損壊等（刑法261条）、脅迫（刑法第222条）、名誉棄損、侮辱（刑法第230条、231条）、児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条）

*平成25年5月16日文部科学省初等中等教育局長通知（25文科初第246号）「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」参照

⑤被害児童の安心できる学習環境の確保

教育委員会及び学校は、被害児童・保護者に対する支援に万全を期し、加害児童について出席停止の措置を取らない場合かつ被害児童生徒・保護者が加害児童と同じ教室で学習することに不安を覚える場合は、加害児童に別室で学習させるなど、被害児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずるものとする。

⑥加害児童等の転校の意思確認

いじめの事実が確認され、被害児童・保護者が加害児童と同じ学校に在籍することについて否定的な意向を示したときは、教育委員会が加害児童・保護者に転向（就学校の指定変更）の意思の有無を確認するものとする。転校の意思が無いことが判明したときは、被害児童・保護者にその旨を伝え、転校（就学校の指定変更又は区域外就学）の意思の有無を確認するものとする。

⑦第三者専門家チームの活用

学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な助言を活用する。また、学校だけでは解決が困難な事案については、学校側からの要請または教育委員会の判断により、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、医師、警察経験者などで構成する「第三者専門家チーム」を派遣してもらい、第三者としての立場と専門性を生かした支援を行う。

(4) いじめによる重大事態への対処

【基本姿勢】

ここで意味する重大事態とは、推進法第28条の定義する（ア）いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、（イ）いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、の場合である。ただし、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、学校の判断如何を問わず、ただちに重大事態が発生したものとみなして報告・調査・指導・支援等を行うものとする。具体的には、「①学校の対応」、「②調査機関の設置や事実関係の明確化」、「③被害児童・保護者への情報提供・経過報告」、「④教育委員会等への報告」の4つに努める。

①学校の対応

重大事態発生に伴い第三者専門家チームが学校に入った時点で、学校ができるることは限定されるため、独自に判断・行動することは控えなければならない。しかし、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、どこで、誰から行われ、どのような様態で発生したのかといういじめを生んだ背景等の事実関係を学校としても把握し、事態の進捗状況を全教職員で共通理解することはできる。あくまでも学校および教職員は、「本校に在籍するすべての児童のため」を考慮して判断し行動する。

②調査組織の設置や事実関係の明確化について

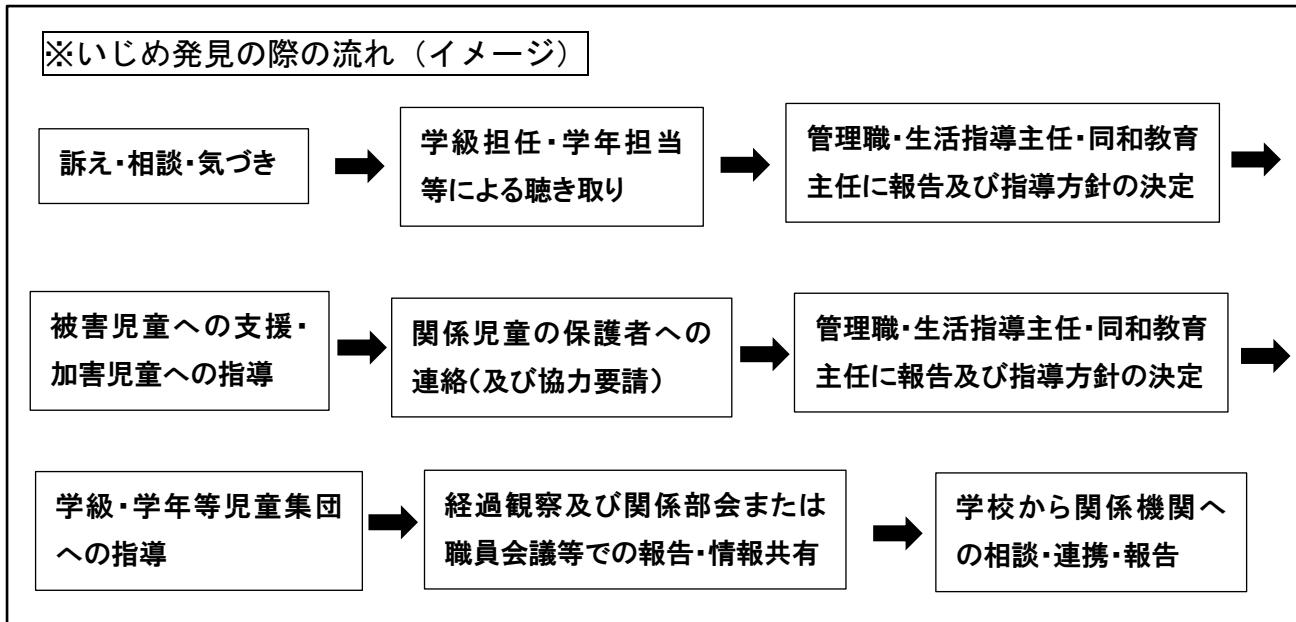
本校では、平時から情報共有や情報伝達を含めた指導体制を構築し、毎年度初めに全教職員で共有する「特別活動部年間活動方針」によって規定することで、組織立った生活指導に努めている。そのうえで、重大事態が発生した場合には、（3）-⑦に示した第三者委員会等の組織を設置する。関係のある児童からの聴き取りを行い事実関係を明確にするとともに、被害児童・保護者への保護・支援を最優先とし、加害児童・保護者への指導・支援さらに観衆・傍観者の立場になったその他の児童集団への指導も適切に実施していく。

③被害児童・保護者への情報提供・経過報告

第三者委員会は、初動調査及び詳細調査の実施に当たり、被害児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等その他の必要な情報をこまめに提供し、経過報告として説明するものとする。経過報告に対し、被害児童・保護者から意見の表明があった場合、第三者専門家チームは、その後の調査審議において当該意見を十分考慮に入れるものとする。

④教育委員会等への報告

「矢田東小版 学校安心ルール」内の指導基準表及び指導形態表では、問題行動のレベルが1から上がるにつれてより重篤な問題行動と捉えており、このレベル1の段階から「当該教員」（つまり、行為を発見した教員）や「学年教員」と情報共有をすることとしており、必要に応じて「家庭連絡」も行う。また、小学校現場の実情を鑑み、レベル2の段階から特別活動部長（生活指導主任）や管理職が関わるようにしており、情報共有と指導の実施は同時に使うものと共通理解している。さらに、レベル3で「関係機関に相談する」、レベル4で「関係機関と連携する」と定めており、教育委員会をはじめ関係機関への情報提供は常に選択肢の一つとしている。その後の経過観察段階においても例外なく、隨時報告を入れる。



（5）いじめ対策への組織的取り組み

【基本姿勢】

平時・緊急時・事後の3段階で取り組む必要がある。まず、平時からの段階的・予防的指導と、いじめの認知にかかる早期発見・初期指導が最も重要課題であると心得て、日々の指導に全教職員で対応する。次に、緊急時には、管理職のリーダーシップのもと、学級担任はじめ全教職員で本「学校いじめ防止基本方針」に基づき、適切かつ迅速に対応する。事後には、被害児童・保護者の保護・支援を中心しながら、加害児童・保護者への指導支援を行い、該当学級・学年のみならず、学校全体で再発防止に努めていくことが肝要である。具体的には、「①いじめに取り組むための校内組織」、「②保護者や地域・関連機関との連携の強化」、「③取り組み内容の検証」の3つに努める。

①いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめに取り組むための校内組織については、以下のようにしている。

＜組織名＞ 児童虐待・いじめ防止対策委員会

＜構成＞ 校長・教頭・同和教育主任・生活指導主任・教務主任・養護教諭・当該学年担当教員（学級担任含む）（※事案に応じて、その他必要な人員が加わる。）

＜役割＞ (イ)「特別活動部年間活動方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

(ロ)いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

(ハ)いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聴き取り、指導及び支援の方針の決定、保護者や関係機関との連携を行う。

<年間計画の調査等>

(二)児童対象のいじめアンケート調査（一人1台パソコンによるデータ媒体もしくは用紙配付による紙媒体）…毎学期（年3回以上）

(ホ)教員による児童自身や家庭環境等に対するスクリーニング記録…毎月

(ヘ)教員によるスクリーニング会議Ⅰでの課題のある児童の情報共有…毎月

②保護者や地域・関連機関との連携の強化

推進法9条により、保護者は、保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努めるものとされるとともに、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされている。そこで、本校の取り組みを以下に示す。

(ト)学校ホームページや学校だよりなどによる学校の情報発信と啓発

学校ホームページの充実や学校だよりの地域への配付等を通して、本校の児童の様子や課題・成果等の情報公開に努めることで、本校に対する家庭・地域・関連機関からの関心を高める。そのうえで、協力体制の強化を図る。

(チ)学校協議会への提案と協力体制

学校協議会において、「大阪市立矢田東小学校版 学校いじめ防止基本方針」策定の理念と内容について、助言を得るとともに協力を要請する。

③取組内容の検証

本校のいじめ対策への組織的取組がどのような成果をあげているのかを検証をするための方法を次に示す。

(リ)「運営に関する計画」と各種取り組みに対するCAP-Do サイクルの活用との関連性の検証

「運営に関する計画」における人権教育の推進を図る中で、いじめ防止の指標に焦点を当て、その取り組みが適切に行われていたかについて、全教員で進捗状況を確認する。また、学級経営をはじめとする児童の人格形成に通ずる各種取り組みに対して CAP-Do サイクルの手法を用いて、常に反省と改善に努める。

(ヌ)学校アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する資料収集

「学校アンケート」の実施等における人権感覚の醸成やいじめについての項目に焦点を当て、各種取り組みについて、学校が自己評価を行う。その結果を分析し、職員会議や学校協議会等で明示のうえ多方面からの意見を収集して改善を図っていく。